

第 6 回 競争的な電力・ガス市場研究会

経過措置解除基準等の考え方

平成 3 0 年 4 月 1 7 日 (火)



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

経過措置解除基準の考え方（案）

検討項目 (全ての項目を総合的に勘案)	詳細
消費者等の状況	◆ <u>電気のスイッチングについて、消費者等がどの程度の関心を持つか。将来的にどのように推移するか。</u> ○現在の消費者の関心（認識可能な事業者数） ○現在の消費者の満足度（スイッチング実施・非実施の理由） ○スイッチング率（事業者内、事業者間） ○スイッチングによる価格変化等の予測可能性 ○その他スイッチング率が上下すると考えられる要因の有無
十分な競争圧力の存在	◆ <u>市場支配的事業者（単独、集団）の有無その他市場の状況を踏まえ、旧一般電気事業者の低圧料金の値上げに対する競争圧力が十分に存在する蓋然性があるか。</u> ○当該地域の旧一般電気事業者の市場における地位 （旧一電シェアやスイッチング件数に占める旧一電の割合） ○有力※1で独立した競争者○社の存在△%以上※2、3 ※1 低圧市場シェア△%程度以上を要すると考えるべきか。 ※2 競争者が当該地域の全域で営業するとは限らないことを考慮する必要があるか。 ※3 他地域の旧一般電気事業者が当該地域に参入する可能性をどのように考慮する必要があるか。 ○十分な供給余力の存在 ・取引所のピーク時流動性。前提として、地域における発電能力の状況 ・旧一般電気事業者（当該地域内外）から新電力への相対取引状況（取引条件、交渉状況等） ○その他（都市ガス事業又はLPガス事業からの競争圧力の程度等）
	◆ <u>市場構造を踏まえ、実際に、競争圧力が顕在化しているか。</u> ○新規参入者の参入状況および退出状況 ○競争者を含め、自由料金の動向・協調行動の有無
競争の持続的確保	◆ <u>スイッチングを促進する上での競争基盤は十分に構築されているか。</u> ○スマートメーターの普及度合（対低圧契約口数比） ○スイッチングの容易性(手続、期間)
	◆ <u>競争的環境は継続的に確保されるか。</u> （例）不公正取引の状況、旧一電（発電部門）への電源アクセスの状況

料金規制に関する他制度との比較

未定稿

		電気	ガス	固定系通信			移動系通信 (携帯電話、PHS)
				基礎的 電気通信役務※1 (公衆電話(緊急通報等))	指定 電気通信役務※2 (FTTH)	特定 電気通信役務※3 (NTT東西の加入電話)	
根拠法		電気事業法	ガス事業法	電気通信事業法			
料金規制	事前 ※4	論点① 経過措置解除後の規制 の要否、内容	・経過措置に係る約款を作成し、経済産業大臣に認可申請。 ・ガス料金等が著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認められる場合、経済産業大臣は、変更認可申請を命ずることが可能。	・契約約款を作成し、総務大臣に届出。 ・総務大臣は、不当な差別的取り扱いがある場合、料金変更を命ずることが可能。 (参考資料5- 3 参照)	・保障契約約款を作成し、総務大臣に届出。 ・総務大臣は、不当な差別的取り扱いがある場合、約款変更を命ずることが可能。 (参考資料5- 3 参照)	プライスカップ 規制	—
	事後 ※4		料金の不当な値上げにより、「ガスの使用者の利益の保護」に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、業務改善命令を発動することが可能。	料金の適正性を担保するため、例えば 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害している場合は以下の命令を課することが可能。 → 約款化された料金：契約約款変更命令等（参考資料5- 3 参照） → デタリフ化された料金：業務改善命令（参考資料5- 3 参照）			—
評価		論点② 競争評価を どうするか？	解除基準に基づく競争評価を実施	総務省 競争評価アドバイザリーボードにて競争評価を実施			

※1 国民生活に不可欠であるためあまなく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務

(電話(加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報)、公衆電話(第一種公衆電話の市内通話、離島特例通話、緊急通報))

※2 ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が、それらの設備を用いて提供するサービスであって、他の電気通信事業者による代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務（NTT東西の加入電話、ISDN、公衆電話、専用線、フレッツISDN、ひかり電話等）

※3 指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務（NTT東西の加入電話、ISDN、公衆電話、専用線）

※4 電気とガスに関しては、経過措置解除前と解除後とする。